

こども家庭庁 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 省・関係 府審庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支援事例		見解	補足資料
76	日 地 方 対 する 規 制 緩和	医療・福祉	児童手当における学校給食費の徴収権限の強化	児童手当法第22条第1項の規定による保育所等の保育料に係る児童手当からの特別徴収について、学校給食費等にも適用拡大を求める。また、学校給食費等滞納金についても、強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しを求める。	○伊丹市における平成28年度学校給食費は、調定額約5億2千万円中、平成29年5月時点で約250万円が滞納となっており、学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当法第21条の規定によって、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当からの特別徴収を認めているが、伊丹市では市からの電話・文書・訪問催告などの、あらゆる接触手段に回答がなく、また、裁判所からの支払督促にも反応がない上に、財産の所在も不明であるため、強制執行等の手続等も先に進まない受給者に対しては、そもそも特別徴収の同意を得ることが難しい状況にある。○学校給食費については私債権として位置づけられていることから、地方税の滞納処分例による処分を行うことができない。そのため、債権管理を行うことができず、学校給食を実施する上での公平性の担保や蔵入の確保について支障が生じている。	学校給食費等においても児童手当受給者からの申し出なく、児童手当からの特別徴収を認めることで、学校給食を実施する上での公平性の担保や蔵入の確保が図られ、市における債権管理に要するコスト削減効果も期待できる。	児童福祉法第56条 児童手当法第21条及び第22条 児童手当法施行令第6条 児童手当法の一部を改正する法律等の施行について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 平成24年 雇児発0331第14号) 学校給食法第1条及び第2条及び第11条	文部科学省、こども家庭庁	伊丹市	—	旭川市、新釧路市、新発田市、大垣市、多治見市、浜松市、愛知県、豊橋市、箕面市、倉吉市、倉敷市、山陽小野田市、大村市、雲仙市、大分県	○当県では、学校と保護者との信頼関係に基づき、きめ細かな給食費の徴収が可能な私会計による給食費の徴収を過半の自治体が行っている一方で、学校給食の公会計化を実施している自治体もある。給食費滞納保護者への督促業務の負担軽減、徴収率の向上については、いずれの会計制度においても重要で、その手段として学校給食費等においても児童手当受給者からの申し出なく、児童手当からの特別徴収を認めるべきである。 ○学校給食費の滞納が解消せず、納付者との公平性が確保できていない状態にある。 ○当市における平成28年度学校給食費は、約20億7千万円で、そのうち平成29年3月末時点で約830万円が未納となっており、学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当法第21条の規定によって、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当からの特別徴収を認めているが、申出数としては少なく、未納金の回収において大きな効果が得られていない。 ○当市における平成28年度学校給食費は、調定額約18億円のうち未納金額約300万円である。また、平成28年度の児童手当徴収実績は9名362,570円であり、電話連絡や戸別訪問により接触ができ、申出があった者に限定される。学校給食費は私債権であり、強制徴収権もないため、滞納額の削減が進まず課題となっている。児童手当からの特別徴収の適用拡大は、適正な債権管理の運用及び徴収事務に係る人権費等のコスト削減効果が期待できる。 ○当市においても、提案団体が示す事例のように、給食費の滞納については大きな課題となっている。給食費滞納額については、督促状の送付等により支払いを求めているが悪質な滞納者に対しては効果がなく事務的な負担も大きい。児童手当受給者の申し出による児童手当からの徴収を実施しているが、悪質な滞納者については同意を得ることが難しい状態である。しかし、当市の給食費の取り扱いについては、公会計には行っており、学校給食会での私会計の取り扱いであるため、提案団体が提案している強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しについては、慎重な対応が必要と考ええる。 ○学校給食費の滞納者に対して、架電や面談、家庭訪問、督促通知等の様々な手法を用いて滞納対策に当たっているが、一部の滞納者にはどれも効果がない状況で未納額の解消に苦慮している。児童手当受給者からの申し出なく、特別徴収を認めることで、未納額の抑制や教職員等の負担減、受益者負担の公平性を図ることができるとの多くの効果が期待できる。 ○学校給食費の未納は保護者間の負担の公平性を著しく欠け、食料選定の制約や給食の質の低下など給食提供に支障を来すものである。当市の平成28年度分給食費未納額は平成29年5月末時点で約90万円である。(収率率98.87%) 未納対策として、教育委員会からの文書催告や学校職員の面談等による催告を実施している。その際、児童手当法第21条の受給者の申し出による児童手当からの特別徴収の制度を案内しているが、その制度の適用を拒む保護者が結果的に未納者となっている。このような悪質な保護者に対し、学校職員は再三の連絡を取るなど、徴収事務に多大な時間を費やしている現状である。 児童手当からの強制徴収が可能となれば、給食費の未納が解消されるため、学校事務の負担軽減が大いに期待できる。 ○平成28年度学校給食費の滞納額は、単年度で約200万円。電話、文書、訪問催告などの手段で接触をしているが、入金が少ない。 ○当市における平成28年度学校給食費は、調定額約35億3千万円中、平成29年3月時点で、約295万円、過年度分で約300万円が滞納となっており、その縮減は長期に渡る課題である。市から児童手当と学校給食費の振込口座と同一にするように依頼文書を出しているが、同意を得ることが難しい状況にある。本市の場合、学校給食費については公会計と私会計が混在している。特に私会計においては、徴収困難な状況が続いており、学校給食を実施する上で公平性を保つことが難しい状況にある。 ○当市においても、学校給食費の未収金削減は課題となっている。平成28年度の現年度分においては、収率率99.1%と公会計化(市による直接徴収)してからは一番の数字となったが、約1千2百万円の未収金が発生している。市や学校での文書催告にも応じず、支払督促等の法的手続によっても未納の解決が図れない事案は多々あるため、児童手当からの特別徴収が認められることで学校給食を実施する上での公平性の担保や、蔵入の確保が図られるとともにコスト削減効果(催告にかかる事務負担、郵便料、法的手続に係る手数料等)も期待できる。しかし、特別徴収については、生活困窮世帯からの徴収が妥当かどうかという判定基準も重要であるように考える。 ○当県においても、特別支援学校において学校給食費の滞納に対応するため、職員が何度も徴収へ向かいいた事例がある。 ○当市においても学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当法第21条の規定により、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当からの特別徴収を認めているが、滞納者に連絡をと、同意を得ることが困難な状況にある。このため伊丹市が提案されている児童手当法第22条の規定が学校給食費にも適用されることになれば、学校給食を実施する上での公平性の担保や蔵入の確保が図られ、市における債権管理に要するコスト削減効果も期待できると考える。 ○学校給食費は他の債権とは異なり、滞納を理由として、児童・生徒の給食を停止することが望ましくないため、私会計で運用している現在においては、当該児童・生徒の給食費は他の保護者の負担となっている。現在、適切な時期を見据えて、公会計への移行を検討しているところであるが、保護者間の公平性の観点から学校給食費の未納問題も課題として挙げられており、強制執行等の手続き等を実施する目的も検討理由の一つである。また、学校給食は、児童手当法第1条に掲げる目的(次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること)を実現するための重要な役割を果たしており、上記の問題解決の手段及び法の趣旨から鑑みても受給資格者の申出なく、強制的に徴収できるよう制度見直しを実施することは望ましいと考えられる。 ○当市においても給食費の未納が問題となっている。本人からの申し出により特別徴収も行っているが、納付義務者からの反応・行動が無ければ裁判手続きによる強制執行手続きを行わなければならない。しかし、そのためには相当の事務量が必要であり、簡単に実施できるものではない。 ○当市では、給食費未納者が児童手当受給者で、手当の支給方法が口座振り込みである場合、支給方法を現金支給に変更する旨の同意書を徴収し、支給日に担当課に出向き徴収している。しかし、現金支給への変更に応じない者や、訪問しても不在で同意書の徴収が出来ない者については納付に結びつかないため、提案のように児童手当受給者から同意を得なくても手当からの特別徴収が認められれば、当市においても未納額の圧縮につながると考える。 ○当市においても、学校給食費の未納・滞納状況は安全・安心な学校給食の提供を目指す学校給食実施の大きな課題となっている。当市における学校給食費の納入は原則口座引き落としとしているが、未納・滞納状況にある保護者に対しては、再度の引き落とし通知、現金納入の通知、納入に係る来所相談通知、訪問徴収等様々な取組を実施している。しかしながら、長期に渡る滞納状況にありながら納入督促を無視する保護者や市外への転出等を繰り返し所在不明になる者などが多数存在する。このようなことから、提案にあるように、「児童手当」における学校給食費の徴収権限の強化を強く求めたい。	○月々に徴収する学校給食費及び学校給食費の滞納金を、児童手当から保護者の同意なしに徴収することができるようにするためには、前提として、学校給食法を改正し、学校給食費を強制徴収が可能な公債権に位置付けた上で、児童手当法を改正して特別徴収の対象とする必要がある。 ○現在、学校給食費は私債権であり、また、学校給食費の会計処理の扱いについても、児童生徒が食べる給食の対価と言えることや、学校給食実施の実態が各地域により様々であることなどから、公会計とするか、私会計とするかは、自治体の裁量に委ねているところであり、現在、全自治体の半数以上が私会計である。(H28文部科学省調査では、1,729自治体のうち983自治体(全体の57%)が私会計である。) ○ご提案の事項の実現に向けて、学校給食費を強制徴収が可能な公債権に位置付けるには、学校給食費の会計処理を公会計とする必要があるが、一方で、全体の半数以上の自治体が私会計であり、かつ、提案自治体の中には、私会計の取り扱いであるため、強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しについては、慎重な対応が必要という意見もあることから、それら私会計の自治体の実情も踏まえつつ、どのような対応が可能か、検討してまいりたい。	○学校給食は、学校給食法第4条に基づき、全国の公立小学校において99%以上の割合で実施されており、また、すべての児童生徒の健康の増進、体位の向上を図ることを目的とした教育活動の一環(昭和45年2月28日保健体育審議会答申)として位置づけられている中、たとえ学校給食費の滞納が理由であっても、教育現場の実態としては学校給食を停止するということを決して選択し得ない。 ○また、生活保護制度上の教育扶助や就学援助等の支援制度などにより、全ての児童生徒への実施が担保されている一方で、電話催告・訪問催告・支払督促申立にも応じない悪質な学校給食費滞納者は、現行制度では財産調査が不可能なため滞納の解消が困難であり、学校給食費における負担の公平性が担保されていない。 ○従って、学校給食費が公法上の負担義務であるということを明確にすると同時に、学校給食費の公金管理の法的位置づけを明らかにしながら、強制徴収及び児童手当からの特別徴収が可能となる制度改正を早急に検討していただきたい。また、負担義務の明確化に向けた具体的な検討スケジュールを早急に示して頂きたい。	—

こども家庭庁 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 平成29年12月26日閣議決定)記載内容 ※平成30対応方針(平成30.12.23閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平成30>として併記 ※令和元対応方針(令和元.12.23閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<令和元>として併記 ※令和2対応方針(令和2.12.16閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<令和2>として併記
【箕面市】 国が法改正も含めた包括的な徴収制度を構築することにより、等しく給食費の徴収が可能になると考えるので、引き続き児童手当から学校給食費の強制徴収が可能になるよう検討されたい。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	○まずは学校給食法第11条の改正により、学校給食費における保護者の負担義務を早急に明確化して頂きたい。 その上で、公債権としての位置づけの整理(施設利用料か負担金か)、滞納処分規定、学校給食費の免除規定、児童扶養手当からの特別徴収等、学校給食費に付随する諸問題の整理に着手すべきではないか。 ○学校給食費における保護者の負担義務が明確化されれば、学校給食は当然に公会計へと整備されるものであるため、自治体における公会計化が進んでいないことを理由に、公債権化の議論が停滞しないよう、自治体の公会計化に向けた方策も併せて検討すべきである。これらの検討について、今後の具体的なスケジュールを示して頂きたい。	学校給食費の滞納金を、児童手当から保護者の同意なしに徴収することができるようするためには、前提として、学校給食法を改正し、学校給食費を強制徴収が可能な公債権に位置付けた上で、児童手当法を改正して特別徴収の対象とする必要がある。 現在、全体の半数以上の自治体が私会計であり、かつ、追加共同提案の自治体の中には、「当市の給食費の取り扱いについては、公会計化は行っており、私会計の取り扱いであるため、強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しについては、慎重な対応が必要」という意見もあることから、私会計の自治体も含めた自治体の意向調査を実施することとしており、その結果を踏まえ、必要な対応について検討してまいりたい。	6【内閣府】 (10)学校給食法(昭29法160) 学校給食費(11条2項)の徴収に係る地方公共団体の権限については、地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とする方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省)
					検討中
					未定
					令和元年7月に公表した「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」について、教育委員会関係者に各種会議や関係雑誌等で周知を図るとともに、全国市長会及び全国町村会の協力を得て首長及び首長部局への周知も図っているところ。 また、令和元年より「学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査」を定期的に実施するとともに、先行事例集やQ&Aを作成し、更なる促進を図っている。最新の令和3年度調査は令和4年12月に公表し、上記ガイドライン、先行事例集、Q&Aとともに事務連絡を発出し、公会計化等の更なる導入促進を図ったところ。
					令和元年7月に公表した「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」に関するガイドライン」の周知を図りつつ、今後も定期的に地方公共団体における公会計化の進捗状況について調査を行う。今後も動向を把握しつつ、既に公会計を導入している自治体の好事例を示すなど、未導入の自治体に対して導入を促し、学校給食費徴収の負担の軽減に向けた取組を促進していく。